

# フットボールアカデミー L-PRIDE U-15 規約

## 第1条(名称及び所在地)

本クラブは、フットボールアカデミー L-PRIDE U-15 (以下当クラブという) と称し、当クラブが主催、監修、運営をし、本事務局を福岡県福岡市東区青葉 3-11-44 に置きます。

## 第2条(目的)

当クラブは、サッカー及び運動競技全般の技術の向上及び普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

## 第3条(構成)

当クラブは、U-13(中学1年生)、U-14(中学2年生)、U-15(中学3年生)のクラスで構成します。

## 第4条(入会資格及び手続き)

当クラブに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当クラブが入会に適すると認められた者とし、(以下、部員とします。)) 又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

## 第5条(入会費、年会費等)

(1) 部員は、別に定める入年会費、個人用具費を所定の期日迄に納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

(2) 年度途中での入会の場合は、

【4月～10月までの入会は、入年会費は全額】

【11月～翌年3月までの入会は、入年会費 50%】

(3) 当クラブは年度制となります。そのためクラブ実地がない月も会費がかかることがあります。

## 第6条(費用の支払い方法)

本規約に基づく費用等の支払い方法は、当クラブの指定する銀行の預金口座へ月々の振り込みにより支払うものとします。(指定日 25 日)

## **第7条(自己負担費用)**

部員の自己負担費用は、入年会費、月会費のほか次のものがある。

- (1) クラブ練習外の企画行事・遠征などの参加にかかる諸費用
- (2) 入会時に購入するクラブ指定の練習着(夏季用、冬季用)、移動着

## **第8条(活動期間)**

当クラブは、原則として週5日(火曜・水曜・金曜・土曜・日曜(祝日))とします。その他、交流戦等、別途定めるスケジュールに基づいて活動します。また、その決定及び日程調整並びに運営は、当クラブに一任するものとします。

## **第9条(届出事項の変更)**

部員は、当クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、当クラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため当クラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当クラブは一切責任を負わないものとします。

## **第10条(遵守事項)**

部員は本規約を遵守すると共に、練習会場、試合会場での諸規則に従うものとします。

## **第11条(入会)**

入会日は受講開始日とします。

入年会費は入会月よりかかります。

## **第12条(退会)**

(1) 部員が部員都合により退会する場合は、当クラブに退会の旨を報告し、当クラブの承認を得るものとします。

- (2) 一旦退会した会員が再入会する場合は、再度、初めからの手続きを行ってもらいます。  
(保険料・登録料・事務手数料として入年会費を支払うものとします。)

### **第13条(休会)**

部員が部員都合により1ヶ月以上休会する場合は、休会の旨を報告し当クラブの承認を得るものとします。

### **第14条(復帰)**

休会した会員が復帰する場合は、復帰日時を報告し速やかに当クラブの承認を得るものとします。

### **第15条(継続)**

部員が年度を越えて継続を希望する場合には、当クラブの承認を得るものとします。

また、継続を希望する場合は、各種登録料、スポーツ保険料を含む入年会費の納入が必要となる。

### **第16条(保険)**

部員は入会手続き終了後、スポーツ安全障害保険に加入となります。加入手続きは当クラブが行い、保険料負担は当クラブが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

### **第17条(負傷時の処置)**

部員が練習時または試合時に負傷した場合には当クラブが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当クラブは責任を負わないものとします。

### **第18条(除名)**

部員(親権者を含む)が、次の事項等に該当するとき、その他、当クラブが部員として不適格と判断した者に対し、当クラブ会員より除名することができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- (2) クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき
- (3) 年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

### **第19条(休講・閉鎖)**

当クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

## **第20条(免責)**

会員は、当クラブにおける盗難、傷害その他の事故について、当クラブに対し何ら損害賠償を求めないし、当クラブは賠償しないものとします。

## **第21条(付則)**

当クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当クラブより変更内容通知後又は、新部員規約を送付後にクラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新部員規約を承認したものとみなします。

## **第22条(施行)**

本規約は、2021年4月1日より施行する。

**フットボールアカデミー**

**L-PRIDE U-15**

**規約**

FA L-PRIDE